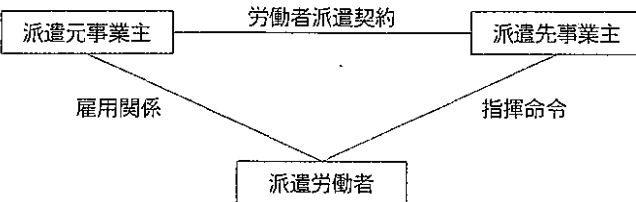


労働者派遣法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年法律第88号)

項目	条文	内容
定義	第2条	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣：自己の雇用する労働者を、その雇用関係の下に、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させること 
労働安全衛生法の適用の特例	第45条	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先事業主も派遣労働者を使用する立場から、労働安全衛生法の適用の特例として「事業者」とみなされ、義務を負う 派遣先の事業主と、派遣元の事業主で義務を分担する

義務の分担	条文	事項	派遣先事業主	派遣元事業主
	第3条第1項	職場における安全衛生を確保する事業主の責務	○	○
第4条	労働災害の防止の措置に協力する労働者の責務	○	○	
第10条	総括安全衛生管理者の選任	○	○	
第11条	安全管理者の選任	○	○	
第12条	衛生管理者の選任	○	○	
第12条の2	安全衛生推進者の選任	○	○	
第13条, 第13条の2	産業医の選任等	○	○	
第14条	作業主任者の選任	○	○	
第15条	統括安全衛生責任者の選任	○	○	
第15条の2	元方安全衛生管理者の選任	○	○	
第15条の3	店社安全衛生管理者の選任	○	○	
第17条	安全委員会の設置	○	○	
第18条	衛生委員会の設置	○	○	
第19条の2	安全管理者、衛生管理者などに対する教育	○	○	
第20条～第27条	労働者の危険または健康障害を防止するための措置	○	○	
第28条の2	事業者の行うべき調査等	○	○	
第45条	定期自主検査	○	○	
第57条の3, 第57条の4	化学物質の有害性の調査	○	○	
第59条第1項	安全衛生教育（雇入れ時）	○	○	
第59条第2項	（作業内容変更時）	○	○	
第59条第3項	（危険有害業務就業時）	○	○	
第60条	（職長教育）	○	○	
第60条の2	危険有害業務従事者に対する教育	○	○	
第61条第1項	就業制限	○	○	
第65条, 第65条の2	作業環境測定, その結果の評価	○	○	
第65条の3, 第65条の4	作業管理, 作業時間の制限	○	○	
第66条第1項	健康診断（一般健康診断）	○	○	
第66条第2項～第5項	（有害な業務に係る健康診断）	○	○	
第66条の5	健康診断の結果に基づく措置	○	○	
第66条の6	健康診断の結果の通知	○	○	
第66条の7	医師等による保健指導	○	○	
第66条の8, 第66条の9	医師による面接指導等	○	○	
第68条	病者の就業禁止	○	○	
第71条の2	快適な職場環境の形成のための措置	○	○	
第100条	報告	○	○	
第101条	法令の周知	○	○	
第103条第1項	書類の保存	○	○	